



2024年8月19日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット
代表者名 代表取締役社長CEO 谷辻 昌也
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役CFO兼経営管理部長 堀池 康夫
(TEL. 03-3518-5460)

第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行並びに
主要株主、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月18日開催予定の臨時株主総会で関連する議案が承認されることを条件として、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行及び第三者割当による第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。併せて、本第三者割当に伴い、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 第三者割当による新株式及び第7回新株予約権

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払 込 期 日	2024年9月19日
(2) 発 行 新 株 式 数	2,800,000株
(3) 発 行 価 額	1株につき180円
(4) 調 達 資 金 の 額	504,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照下さい。
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 豊田 Holdings 株式会社 1,680,000株 G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合 1,120,000株
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び2024年9月18日開催予定の臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とします。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割 当 日	2024年9月19日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	70,000個（1個につき100株）
(3) 発 行 価 額	1個につき180円（1株につき1.8円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	7,000,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資 金 調 達 の 額	1,272,600,000円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 12,600,000円

	新株予約権行使による調達額：1,260,000,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	180円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 豊田 Holdings 株式会社 42,000 個 G FUTURE FUND 1 号投資事業有限責任組合 28,000 個
(8) その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ② 譲渡制限 当社と各割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。 ③ その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び 2024 年 9 月 18 日開催予定の臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とします。当社は、割当予定先との間で、2024 年 9 月 19 日付で総数引受契約を締結する予定です。

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は 2000 年の創業以来、通販物流代行サービスを提供してきました。現在は、これまでに培った E コマース領域でのナレッジを活かし、クライアントをトータル支援する BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）サービスとコンサルティング・人材育成サービスを提供しております。

当社が事業を展開する E コマース業界は急速な市場拡大を遂げており、ロジスティックスの出荷数や在庫過多などの流通上の課題が複雑化しています。このため、当社では、クラウドビッグデータを基盤にした、当社の WMS（注：Warehouse Management System の略であり、倉庫内の作業を管理・最適化するためのシステムです。）などの社内システムにある貴重な情報資産を活用した BI レポート（注：Business Intelligence Report の略であり、企業の業績や運営状況を可視化し、経営判断を支援するためのレポートを自動生成します。）や分析レポートを導入するなど、DX 推進に取り組んでおります。顧客企業視点での課題の把握及び改善提案を行い、顧客企業の EC 事業成功を支援する真の BPO パートナーとしての成長を目指しております。

このような取り組みの中、2024 年 3 月期連結会計年度の売上高は、BPO サービス事業において、新規案件の稼働開始が当初計画から後ろ倒しとなったものの、既存案件の出荷数の増加により売上高の増加に寄与しております。しかしながら、当時連結子会社であった株式会社アビスジャパン（以下、「アビスジャパン」といいます。）において、回収見込が不明な売掛金、原価に振替していない前渡金などが見つかるとともに、それらに対して売上原価などに費用計上したことで収益悪化を招き、さらに、アビスジャパンにおいて将来の超過収益力が期待できなくなったためのれんの減損処理を実施したこと等による減損損失 960 百万円を計上しております。また、閉鎖の経営判断を行ったフルフィルメントセンター（以下、「FC」といいます。）に係る固定資産の減損処理並びに FC の閉鎖に伴い生じる損失に備えて事業所閉鎖損失引当金繰入額 362 百万円を特別損失に計上しております。

この結果、当社の2024年3月度連結会計年度の経営成績は、売上高13,121百万円となり、売上総損失59百万円、営業損失1,193百万円、経常損失1,179百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,466百万円となり、大幅な損失を計上したことにより、当社は2024年3月期連結会計年度において1,066百万円の債務超過に陥り、2024年3月末時点において東京証券取引所が定める「純資産の額」に係る上場維持基準に抵触しております。

そのため、当社は今回不適合となった「純資産の額」基準を満たすために、上場維持基準への適合に向けて、自動化設備の導入含む物流作業の生産性改善によるBPO事業の収益性向上、FC閉鎖に伴う固定費削減及び顧客ごとの限界利益率の改善に伴う営業キャッシュ・フローの獲得を進めておりますが、純資産の額基準について、次の基準日である2025年3月31日までに適合（純資産の額が正となる）見込みである旨の開示ができなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定され、2025年3月期の有価証券報告書に掲載される財務諸表の内容を踏まえた東京証券取引所からの適合判定の結果、純資産の額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定された後、当社株式は上場廃止となります。なお、当社は、2024年5月13日にアビスジャパンの株式取得に係る株式譲渡契約を取り消す旨の意思表示をし、さらに、当社はアビスジャパンの全株式を保有している株式会社EL first（以下、「EL first」といいます。）の全株式を譲渡することにより、EL first及びアビスジャパンを連結範囲から除外しており、純資産の額基準については連結ではなく当社単体の決算で判定していくこととなりますが、2025年3月期第1四半期会計期間末における純資産額は297百万円の債務超過となっております。

当社が3期連続での赤字決算となったことにより、当社は債務超過の状態に陥り、業績悪化に伴う当社の資金状況は大変厳しい状況となっております。

2025年3月期第1四半期累計期間の経営成績においても、売上高3,004百万円（前年同四半期比1.2%減）、営業損失40百万円（前年同四半期は営業損失78百万円）、経常損失35百万円（前年同四半期は経常損失76百万円）、四半期純損失30百万円（前年同四半期は四半期純損失81百万円）となりました。

当社が安定した経営基盤の再構築を図るためには、財務基盤を強化して債務超過を解消すること、早期の業績回復させる必要があると考えています。そして、財務基盤を強化するためには、一定程度の資本を確保することが前提になると考えております。

また、当社の業績悪化を招く大きな原因であり収支上も非常に大きな負担となっているのは固定費です。固定費が負担となった経緯につきましては、当社はEコマース市場の急拡大に対応するため、2020年3月期以降にFCを急拡大しました。ところが、急拡大した床面積の埋め合わせとして低採算での顧客獲得を進めた結果、増加した収入の一方で限界利益率が低下し、BPO事業の獲得利益が伸び悩み、逆にBPO事業に占めるFCの賃料負担が大きくなってしまいました。これが固定費の過剰につながっており、当社の業績回復を妨げる要因となっております。そのため、FCの賃料負担を軽くすることが、早期業績回復のカギになると考えております。そこで、今回の資金調達により調達した資金の一部を、業績の早期改善に向けた施策の一環として進めているFCの閉鎖に係る費用及び運転資金に充当することで、早期業績回復及び経営悪化のリスク回避に向けて資金面における安定した経営環境を構築していく方針です。

また、当社では、かねてより主力事業であるEC物流分野におけるBPOサービス事業の収益性低下も大きな課題となっております。商流が複雑化するECビジネスにおいて、特に荷役部分における提供サービスは昨今の物価高騰も相まって、限界利益率の低下が顕著となり、当社事業の収益改善のためには、提供するサービスの原価に見合う販売価格の見直し、及び、BPOサービスの収益性低下に対処するため、価格転嫁や契約解除を実施し、品質向上や固定費削減も進めてまいります。それに伴い、価格転嫁ができない顧客の選別を急ピッチで進め、既存契約の解除に係る費用が必要となります。

さらには、当社は、物流分野におけるBPOサービス事業の次なる発展のため、今後、割当予定先からの協力を得ることで、これまでと異なる視点や知見を活用し、安定した収益を上げられる新規事業を模索し、新たな事業及びシナジーを有する企業との資本・業務提携等を進めていくことで業績回復を図っていきたいと考えており、これらの施策を迅速かつ着実に展開するための資金を調達する必要があります。そのため、今回の資金調達は、①早期業績回復のための財務基盤の強化を目的とした運転資金の獲得、②FCの解約を進め、過剰な坪数を削減し、固定費を大幅に削減すること、③顧客選別を進め、主力のBPOサービス事業の収益性を改善すること、そして④新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用であることから、中長期的な当社の成長、企業

価値の向上を図ることを可能にするものであり、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、第三者割当以外の手法による資金調達も勘案しましたが、下記の理由から本第三者割当を行うことが、当社の財務基盤及び収益基盤の強化につながり、中長期的な企業価値向上に資するものであり、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの運転資金等の間接金融による資金調達は、2024年3月期の経営成績が当期純損失となったことで当社が3期連続での赤字決算となったこと、またこれにより、当社は債務超過の状態に陥ったため、現状の当社財務内容では新規での融資の実施が難しく、収益基盤の強化を実施することができません。

② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社の業績を鑑みると当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては資金調達が難しいものと判断いたしました。

③ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合には、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされていることから、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況にあります。

④ 現時点において、3期連続での赤字決算、これに伴う債務超過状態への転落、業績悪化に伴う当社の資金状況の大幅悪化の中で、現在の株価水準をベースとした新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額を設定した上で引き受けることは難しいとの各割当予定先から回答がありながらも、現在の当社の株価水準から大きくディスカウントし、かつ1株あたり純資産の金額等を考慮した株式の発行価額及び新株予約権の行使価額を設定した第三者割当増資であれば、引受けていただけるとの回答をいただきました。

当社としましては、大幅なディスカウントによる大規模な増資を行うことは、短期的に株価に対する影響はあるものの、当社の中長期的な企業価値の向上を実現させるためには、このタイミングでの当該資金ニーズを満たすことが必要不可欠であり、結果的には、既存株主の利益の向上に繋がるものと判断しております。換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、株主利益の毀損へとつながるものと考えております。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株発行のリスク情報）

① 新株式の失権リスク

株価及び割当予定先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業運営に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は

各割当予定先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳の写しを受領し、払込金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、各割当予定先の資金力を確認しております。

② 株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は2,800,000株（議決権28,000個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式3,747,800株に対し74.71%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）であり、その合算した数9,800,000株（議決権98,000個）は、本日現在の発行済株式3,747,800株の261.49%（議決権総数37,458個に対しては261.63%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、物流BPOサービス事業の収益性改善のため、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、①FCの閉鎖費用として200百万円を支出することで、FC3拠点の閉鎖に伴う固定費の発生を月間で約80百万円削減し、③BPOサービス事業における顧客対応費用として50百万円を支出することで、顧客ごとの限界利益率が30%以上となるようにサービス価格改定とあわせて顧客の選別を進め、2025年3月期中に月間でのBPOサービス事業の事業利益率が10%以上の水準に到達するよう、業務の改善を進めていくことを予定しております。本第三者割当の実施は、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えており、また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えていることから、本第三者割当は既存株主の皆様へ利益に貢献できるものと考えております。

③ 株主構成変動リスク

本新株式発行により新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

④ 有利な価格にて株式を発行するリスク

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（2024年8月16日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である331円、及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については2024年7月17日から2024年8月16日までの株価推移である360円の1/2の価格、及び2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）における当社の1株あたり純資産（2024年6月末時点）である△85.15円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり180円となりました。なお、発行価額については、当社の株価を大きく下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、当社の今後の株価推移に短期的に大きな影響を与える可能性があります。

当社としては、上記【本資金調達方法を選じた理由】のとおり、資金の調達方法について、間接金融も含めた他の手段を行うことも検討しました。しかしながら、①本第三者割当については2024年1月より準備を進めている状況から、直接金融の交渉及び準備については最低でも6ヶ月以上を要することを想定しており、2024年3月期決算内容を以て3期連続赤字決算に加えて債務超過の状態に陥っている状況下、このままの資金状況が続いた場合、2025年3月までには資金が不足する可能性が高いこと、②今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じていただける候補先が現れるとも限らないこと、③現状の資金繰り状況のまま時間だけが経過した場合、企業の信用不安が増大していく恐れがあり、「顧客離れ」「従業員の退職」など当社にとって必要不可欠なステークホルダーが当社から離散することにもなれば、当社事業の存続自体が危ぶまれることとなり、信用不安を早期解消するためにも早急に資金繰り状況の改善を進める必要があること、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であります。具体的には①FCの閉鎖費用として200百万円の資金を支出することにより、FC3拠点の閉鎖に伴う固定費の発生を月間で約80百万円削減し、②運転資金として250百万円の資金を用意することにより、借入金の返済として毎月23百万円、消費税の中間納付として毎月17百万円の支払余力を2025年3月末まで確保できるようになり、③BPOサービス事業における顧客対応費用として50百万円を支出することで2025年3月期中に月間でのBPOサービス事業の事業利益率が10%以上の水準に到達するよう、業務の改善を進めることができることから、今般の資金調達が必要であるとの

考えにより、割当予定先との協議を進めてまいりました。

また、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け協議を行った中で、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けていただける投資家は見つからず、割当予定先に本新株式を引き受けていただくことによって、事業収支改善資金等を調達することができること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること、更に債務超過状態の改善が見込まれること等、当該割当予定先との取組みが当社の再生に大きく寄与するものと判断しております。なお、本株式の発行については、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、2024年9月18日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様への判断を仰ぐことといたしました。

(本新株予約権の特徴)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様への株式価値が新株式の方法に比べ段階的な希薄化となりやすく、また、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行ううえで、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

- ① 本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される 7,000,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。
- ② 本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ（会社法第236条第1項第6号における）該当事項はありませんが、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。なお、本新株予約権を譲渡する場合には、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。

(本新株予約権のデメリット)

- ① 本新株予約権による資金調達は、割当先が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達となされるものとなっているため、資金調達の額に相当する資金を時宜に合わせて調達することは困難であります。
- ② 当社の株価が下落した場合には、権利行使が行われない状況となり、調達額が当初の想定を下回る可能性もしくは調達ができない可能性もあります。

(本新株予約権の発行に関するリスク情報について)

① 本新株予約権の失権リスク

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、当社の資金ニーズに沿った資金調達が困難になる可能性があります。その場合においては、資金使途に記載した通りの資金の投下ができず当社の事業推進に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されず当社の事業推進に影響を及ぼすと判断した場合には、必要に応じて別途資金調達を検討いたします。なお、現時点においてその資金調達方法については未定です。

② 株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は 7,000,000 株（議決権 70,000 個）となります。これは本日現在の発行済株式 3,747,800 株に対し 186.78%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は 2,800,000 株（議決権 28,000 個）であり、その合算した数 9,800,000 株（議決権 98,000 個）は、本日現在の発行済株式 3,747,800 株の 261.49%（議決権総数 37,458 個に対しては 261.63%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、物流 BPO サービス事業の収益性改善のため、「3.

調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、④ FC 解約違約金に係る費用として早期業績回復に向けて固定費の大幅削減により当社の事業利益を改善すべく FC の解約を進めることができ、⑤新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用として物流分野における BPO サービス事業の次なる発展のため、今後、割当予定先からの協力を得ることで、これまでと異なる視点や知見を活用し、安定した収益を上げられる新規事業を模索し、新たな事業及びシナジーを有する企業との資本・業務提携等を進めていくことで業績回復を図っていくことを予定しております。そのため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えており、また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えていることから、本第三者割当は既存株主の皆様の利益に貢献するものと考えております。

③ 株主構成の変動リスク

本新株予約権の権利行使に伴い株式が発行されることにより新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

④ 有利な発行価格及び行使価額にて新株予約権を発行するリスク

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役能勢 元、以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ社」といいます。）に依頼し、その評価である本新株予約権 1 個あたりの価格は 7,395 円となりました。

また、本新株予約権の行使価額も本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（2024 年 8 月 16 日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である 331 円及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については 2024 年 7 月 17 日から 2024 年 8 月 16 日までの株価推移である 360 円の 1/2 の価格、2025 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）における当社の 1 株あたり純資産（2024 年 6 月末時点）である△85.15 円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1 株あたり 180 円といたしました。発行価額については、第三者機関の算定結果を下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、また、行使価額についても当社株価を下回ることから、当社の今後の株価推移に短期的に大きな影響を与える可能性があります。

当社としては、上記【本資金調達方法を選択した理由】のとおり、資金の調達方法について、間接金融も含めた他の手段を行うことも検討しましたが、上記「(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴 ④有利な価格にて株式を発行するリスク」記載のとおり、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であります。具体的には④FC 解約違約金に係る費用、⑤新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用に充当するため、今般の資金調達が必要であるとの考えにより、割当予定先との協議を進めてまいりました。

なお、本新株予約権の発行につきましても、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、2024 年 9 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様を仰ぐことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,776,600,000 円
内訳（新株式発行による調達額）	504,000,000 円
（第 7 回新株予約権の発行による調達額）	12,600,000 円
（第 7 回新株予約権の行使による調達額）	1,260,000,000 円
発行諸費用の概算額	10,680,000 円
差引手取概算額	1,765,920,000 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行価額の総額 504,000,000 円と本新株予約権の発行価額の総額 12,600,000 円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 1,260,000,000 円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。
2. 発行諸費用の概算額には、登記費用 3,750,000 円、有価証券届出書作成費用 600,000 円、割当予定先調査費用 1,080,000 円、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢 元）3,250,000 円及び弁護士費用 2,000,000 円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① FCの閉鎖費用	200	2024年10月～2025年3月
② 運転資金	250	2024年10月～2025年3月
③ BPOサービス事業における顧客対応費用	50	2024年10月～2025年3月
計	500	

- (注) 1. 本新株式で調達する資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理する予定です。
2. 上記は、現時点における優先順位の順に記載しており、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。また、見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
④ FC解約違約金	280	2024年12月～2026年3月
⑤ 新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用	985	2024年9月～2027年9月
計	1,265	

- (注) 1. 本新株予約権で調達する資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理する予定です。
2. 上記は、現時点における優先順位の順に記載しており、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、優先順位の高位から順次充当して参りますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。また、見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。
3. 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。なお、本新株予約権の行使の有無は割当予定先の判断に依存するため、現時点において調達を想定する金額は確定したのではなく、将来時点において実際に調達できる金額と異なる可能性があります。

① FCの閉鎖費用

2024年3月22日及び2024年6月25日公表の「事業所閉鎖に関するお知らせ」に記載のとおり、業績の早期改善に向けた施策の一環として固定費の削減を推進しておりますが、固定費の中でも特に比率の

大きい賃借料の削減を図るため、FCの坪数の適正化を検討した結果、3拠点を閉鎖することといたしました。これにより、FCにおけるオペレーションの見直し及び効率化を図り、閉鎖予定のFCで現在行っている業務については、既存の他のFCに移管いたします。なお、FC閉鎖による賃料の削減額に関しては、2024年5月15日公表の2025年3月期の個別業績予想に織り込み済みです。

FCの閉鎖にあたり、FCの原状回復費用として150百万円、保管荷物等の移転費用として20百万円、移転作業の人員費として17百万円、顧客の保管在庫の棚卸費用として13百万円支出することを予定しております。

当社事業全体の利益率改善のため、今後も過剰な固定費は削減を進めていくとともに、引き続き早期の業績回復に向けた抜本的な経営改善を継続して実施してまいります。

② 運転資金

当社の2024年3月期の連結業績は、売上高13,121百万円、営業損失1,193百万円、経常損失1,179百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,466百万円となりました。これにより当社の業績は3期連続での営業損失、経常損失、当期純損失となり、損失が引き続き計上される状況が続いております。FC閉鎖に伴う固定費の負担減少に伴い現金収支の改善が進むものの、2025年3月期当面の運転資金として250百万円を確保することにより、主要な非損益現金支出項目である借入金の返済として毎月23百万円、消費税の中間納付として毎月17百万円の支払資金を捻出することが可能となり、営業収支が改善される見込である2025年3月までの6ヶ月間の現金支出を賄える予定になります。これにより現在進めている「固定費削減効果」及び「BPOサービス事業の限界利益改善効果」が業績に反映されるまでの間の主要な非損益現金支出を工面することが可能となり、資金繰りの見通しが立つ算段となります。

③ BPOサービス事業における顧客対応費用

当社の主力事業であるBPOサービス事業は、取引先のEC事業・販売戦略に合わせたフルフィルメントサービス、EC事業戦略、マーケティング支援のほか、EC物流コンサルティング、人材育成サービス等を提供しております。每期増収傾向で推移してはいるものの、近年の物価高騰に起因する配送費・人件費などの変動費が高騰しており、限界利益率の低下が顕著になっておりました。さらに顧客別にその収益性を検討した結果、一部の顧客においては荷役部分の収益性を確保出来ていない状況が続いております。

当社の今後の事業継続を保つうえで、作業生産性改善による品質向上や固定費削減による収益性改善などの企業努力を進める一方で、それでも収支改善しない一部の顧客については、価格転嫁をお願いしております。

その結果、数多くの顧客に価格転嫁に応じていただいたものの、価格転嫁に応じることが難しい一部の顧客に関しましては、既存契約の解除で処理を進めることとなりました。

契約解除いただく一部の顧客に関しまして、交渉の結果、お預かりしている保管荷物等の搬出費用として20百万円、搬出作業の人員費として17百万円、搬出荷物の棚卸費用として13百万円支出することを予定しております。

④ FC解約違約金

① FCの閉鎖費用にも記載のとおり、早期業績回復に向けて固定費の大幅削減により当社の事業利益を改善すべくFCの解約を進めておりますが、FCは定期建物賃貸借契約を締結しているため、中途解約にあたり解約違約金の発生が見込まれます。

中途解約にあたり280百万円の支出を予定しております。こちらは現在定期建物賃貸借契約の貸主と交渉中であり、交渉の結果、減額の可能性があるため、最長で2026年3月までに充当することを目標としております。また、本新株予約権の行使が進まずに資金が調達できなかった場合には、割当予定先等からの追加借入等、新たな資金調達を検討していく予定ですが、それでも調達できなかった場合にはFCの解約が進まない可能性があります。

⑤ 新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用

近年、当社の経営環境は依然として厳しく、2024年3月期も当期純損失となり、3期連続の赤字決算となりました。この結果、債務超過に陥り、2024年3月末時点において東京証券取引所が定める「純資産の額」に係る上場維持基準に抵触しており、当社の財務基盤や資金状況は非常に厳しい状態です。上記のとおり、当社の業績悪化を招く大きな原因となっているのは、2020年3月期以降のFCの急拡大に伴うFCの賃料負担ですが、これに加え、当社の従来主力事業であるEC物流分野におけるBPOサービス事業の収益性低下も大きな課題となっております。このため、早期の業績回復と財務基盤の強化が必要な状況となっております。

当社は、物流分野におけるBPOサービス事業の次なる発展のため、今後、自動倉庫システム「RENATUS」を他のFCも含めて継続的に追加導入を検討しつつも、安定した収益を上げられる新規事業を模索し、資本・業務提携等を行うことで当該事業を迅速かつ着実に展開するために必要な資金として、985百万円を充当する予定です。今後、割当予定先からの協力を得ることで、これまでと異なる視点や知見を活用し、新たな事業及びシナジーを有する企業との資本・業務提携等を進めてまいります。そして、早期の黒字化を目指し、そのために必要な資金を適切に投資して迅速な経営改善に努めてまいります。現時点で、具体的にどのような新規事業及び資本・業務提携等を行うのかについて、具体的な計画ないし資金の支出先は確定しておりませんが、新たな事業開発と資本・業務提携を進める具体的な戦略は今後検討していく予定です。現在考えられる事業や提携先としては、BPOサービスの業績向上を目指し、新規事業としてAIや自動化システム、クラウド化、ヘルスケアなどの特定業界に対応する専門特化型BPOサービスが挙げられます。また、資本・業務提携については、AI・RPA技術を持つスタートアップ、大手IT企業、業界特化型企业や地域特化型企业との提携が考えられますが、これらの新規事業や提携を進めるためには、専門家への調査費用、候補企業の斡旋費用、事業計画策定費用、法的検討費用などが必要となることや実行するための資金も不可欠となります。しかしながら、当社の財務基盤及び資金状況は非常に厳しい状況が続いていることから、今後、早期の業績回復と財務基盤の強化を達成するためには、安定した収益を上げられる事業を模索して実行していく必要があります。そこで、当社の早期業績回復と財務基盤の強化を機動的に達成するための資金調達を行うこととしております。

まずは2025年3月期を目途に新規事業提携戦略立案、事業計画及び資金計画の策定を行い、2026年3月期よりパートナー探索、パートナーシップ構築及び契約締結に向けた動きを取れるように準備を進めてまいります。そして、これら事業提携戦略の結果を踏まえ、追加投資の検討を進めるといった形で段階的に投資をしていければと考えております。投資の金額感は現時点で明示できませんが、EBITDAで100百万円の事業を最低5倍で取得すると考えた場合には500百万円は必要であると考えられ、今回の必要資金が985百万円であることについては、追加投資までを踏まえると、適正な規模であると考えております。

当社が債務超過に陥っている状況の中、スピード感を持って経営改善を実現するため、新規事業の展開及び資本・業務提携等の実施までに要する時間が長期間であるとは想定しておりませんが、現時点では新規事業の具体的な内容及び提携先等の具体的な支出先等が確定していないことから、最長で3年程度かかると想定し、2027年9月までに充当することを目標としております。

なお、具体的な新規事業や新たな提携先が決定した場合には、速やかに開示してお知らせいたします。また、資金の用途が変更された場合や追加資金の調達があった場合も、速やかに公表いたします。

また、本新株予約権の行使が進まずに資金が調達できなかった場合には、割当予定先等からの追加借入等、新たな資金調達を検討していく予定ですが、それでも調達できなかった場合には新規事業開発、及び、資本・業務提携等が進まず実現できない可能性があります。

当社は2024年6月25日付「資金借入枠設定に関するお知らせ」で公表したとおり、本第三者割当の割当予定先である豊田Holdings株式会社とFCの閉鎖費用および運転資金を機動的に調達するために、5億円の借入枠を設定しています。この借入枠は、本第三者割当による資金調達には時間を要することや、本新株予約権の行使が順調に進まなかった場合、その間の当社の資金需要を補完するために、本第三者割当による資金調達が完了するまでの一時的な資金源として機能いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、BPO サービス事業の「固定費削減」と「顧客ごとの限界利益率上昇」を見込むと共に、これら業績改善策が業績に寄与するまでの非損益現金支出のための「運転資金」を確保し、ひいては新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用の調達が必要不可欠と考えております。

時間軸として、「固定費削減」のための①FCの閉鎖費用に対する支出200百万円、「顧客ごとの限界利益率上昇」のための③BPO サービス事業における顧客対応費用50百万円は払込完了後速やかに実施すべき支出であると考えられ、②運転資金250百万円と共に至急の現金確保が必要であるため、本新株式発行による払込金からの充当を考えております。これを「現在軸」とします。

一方、⑤新規事業開発、資本・業務提携等に係る費用は、当社の将来的な企業価値の向上を目的とした計画であり、非常に重要な計画ではあるものの、時間軸としては「未来軸」となり、2027年9月までの期間で段階的に実施する将来に向けた投資となり、こちらは本新株予約権の権利行使に伴う調達資金を充当いたします。なお④FC解約違約金については、違約金総額を現在も貸主と交渉中であり、その金額規模及び支出時期が不明瞭であることから、将来的な支出と捉え、本新株予約権の権利行使に伴う調達資金を充当いたします。

冒頭でも申し上げております通り、当社2024年3月期の経営成績が当期純損失となったことにより、当社は3期連続での赤字決算となりました。これにより、当社は債務超過の状態に陥り、業績悪化に伴う当社の資金状況は大変厳しいものとなっております。

この窮地を速やかに脱出すべく、「現在軸」としてBPO サービス事業のコスト削減を中心とする収益構造を根本的に見直すためには、早急に必要な資金を本新株式発行による払込金で調達し、またその後の企業の成長戦略を「未来軸」と考え、本新株予約権の権利行使に伴う調達資金により段階的に投資を実施することが、当社が現時点で考え得る合理的な業績改善プランであると認識しています。

当社としましては、本第三者割当により、大幅なディスカウントによる大規模な増資を行うことは、既存株主の希薄化に伴い、短期的に株価に対する影響はあるものと考えておりますが、当社の中長期的な企業価値の向上を実現させるためには、今般の資金調達により、当社の収益基盤を構築し、恒常的に黒字体質となるための事業を構築することが必要であり、結果的には、既存株主の利益の向上に繋がるものと判断しております。換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、株主利益の毀損へとつながるものと考えております。よって、本第三者割当は、希薄化の影響に比べ収益への寄与は限定的ではありながらも、一方で現時点における当社の状況では中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であると考えており、かかる資金使途は合理的であると判断しており、今回の資金調達は既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年8月16日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値331円及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については2024年7月17日から2024年8月16日までの株価推移である360円の1/2の価格、2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）における当社の1株あたり純資産（2024年6月末時点）である△85.15円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり180円といたしました。

なお、本発行価額につきましては、直前営業日の終値の331円からのディスカウント率が45.62%（小数点第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値360円（小数点未満を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）からのディスカウント率が50.00%、直前営業日までの過

去3ヶ月間の終値の平均値 433 円からのディスカウント率が 58.43%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値 508 円からのディスカウント率が 64.57%となっております。

上記のディスカウント率から、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、2024 年9月 18 日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

また、本株式の発行価額決定の経緯として、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け、協議をしてきており、今回複数の候補先と交渉を重ねてまいりました。

しかしながら、当社は当期純損失の発生が3期継続している現状であり、2024 年3月期には遂に債務超過の状態にまで財政状態が悪化したことから、交渉できる候補先を見つけることは困難を極め、結果として現時点の株価水準により新株式の発行の引受けに応じてくれる候補先はおりませんでした。

そこで、今般の割当予定先の紹介を受け、協議を引き続き重ねた結果、当社が3期連続して赤字決算となり債務超過の状態にあることから、当社株式が上場維持基準に係る改善期間入りしている現状を鑑みると第三者割当を引き受けることによるリスクは高いという話を受けたものの、①当社株価が短期的に下落する可能性もあることから、本新株式の発行価額に一定比率以上のディスカウントを行うこと、②新株式による払込については、払込期日に割当予定先が全額を払込む必要があるのに対し、一方で新株予約権による引受けであれば、権利行使のタイミングを割当予定先が決定できることから、割当予定先の判断により、資金拠出を行うことができ、また払込の金額についても、一度に全ての払込を行う必要がないとの理由から、新株式による払込金額と同等以上の金額を、新株予約権による発行とすること、③新株予約権の権利行使価額は、新株式の発行価額と同水準とすること、であれば、引受に応じても良いとの回答を得ることができました。

当社としては、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けていただける投資家は見つからず、割当予定先に新株式を引き受けていただくことがなければ、早期業績回復に伴う収益の向上が見込めない状況となり、債務超過の状況が改善されず、上場廃止ひいては廃業の懸念すらあるものと考えております。

したがって、現在進めている「FC 閉鎖による固定費削減」及び「顧客ごとの限界利益率改善」を推進するための資金を速やかに調達できること、財務基盤が強化されることにより金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること、更に債務超過の状態を早期に脱することできること等、当社が喫緊で強化しなければならない中長期的な収益基盤の確保が見込まれることにより、結果として当社の収益基盤及び財務体制の強化により企業価値は向上するものと考えていることを前提として交渉を進めた結果、1株あたりの発行価額を180円とすることにて株式を発行することといたしました。

当社としては、BPO サービス事業の業績回復の今後の進捗が当社の収益性の確立にとっても重要であり、今般の資金調達による資金投下無しには、2024 年10月以降の当社の収益基盤の構築は難しく、現状の企業価値すら維持できないと考えていること、ひいては、今後の当社の再生は難しいものと判断していることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、当該発行価額を採用することといたしました。

また、当社監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、当社の今後の業績回復に向けた事業資金の必要性や財務体質強化等の資金調達の必要性として、当社の今後の収益基盤が非常に脆弱であり、BPO サービス事業の業績回復無しには事業の継続は困難であること、また収益基盤の確保のためには本第三者割当での資金調達はやむを得ず、また、結果として収益基盤の確保により当社の企業価値は向上する可能性があること、選定した割当予定先と当社との関係、割当予定先との発行価額決定方法等を勘案しても、本第三者割当が割当予定先に市場株価を下回る有利な条件で発行するものの、当社の現在の事業の状況及び当社の現在おかれた状況、及び本第三者割当の発行価額の決定プロセスに鑑みれば、今回の割当予定先以外に今般の水準以上の発行価額での増資を引き受けていただける投資家は見つからず、当該発行価額が割当予定先との協議により決定したこと、今般の第三者割当を引き受けていただけることにより、当社として企図する資金使途に資金を充当できることで今後の事業基盤の構築が図れること、むしろ、割当予定先に第三者割当を引き受けていただくことがなければ赤字決算からの脱却は困難であり、債務超過の状況を改善することもままならず、上場廃止の懸念があることを鑑みると、当該発行価額は当社の事情に当てはめてみた場合にお

いては相当であるとの意見をいただいております。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ社に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権 1 個あたり 7,395 円を基準として、各割当予定先と協議の結果、本新株予約権 1 個あたり 180 円といたしました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価 331 円 (2024 年 8 月 16 日の終値)、行使価額 180 円 (2024 年 8 月 16 日の終値を基準として 45.62% のディスカウントした価額)、行使価額の価額、ボラティリティ 57.74% (2024 年 7 月から遡って 3 年間をもって算出)、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート 0.337% (評価基準日における 3 年物国債レート)、配当率 0.0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク (23.02%)、代替資金調達コスト (32.45%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正 CAPM を試算し、その算出数値を元に試算) 等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 7,395 円との結果を得ております。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先は、当社株価が行使価額を上回っている状況下において、随時権利行使を行うものとします。ただし、株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を 1 日あたり売買出来高の中央値の約 10% ずつ売却できることを前提として、権利行使を行うものとし、全て売却した後、次の権利行使をするものとしております。

なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。

取得条項 (コール・オプション) については、当社は、本新株予約権の割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個あたり 180 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができよう設計しております。なお、取得条項につきましては、本新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト (修正 CAPM により算出) 32.45% を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。

発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記東京フィナンシャル・アドバイザーズ社が評価算出した本新株予約権 1 個につき 7,395 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。また、東京フィナンシャル・アドバイザーズ社が評価算出した本新株予約権 1 個につき 7,395 円の価額を下回る水準で本新株予約権の発行を行うこととした理由につきましては、割当予定先による発行価額の払込を行いやすくすることで、割当先が当該規模の新株予約権の引受に応じていただくこととなるため、結果として、当社としても当該規模の資金調達額が可能となるためであり、また、行使価格を発行時の株価を大きく下回る金額とした理由としては、割当予定先による権利行使を行いやすくし、当社としても資金の確保が行いやすくなることで本第三者割当の資金使途に充当できることから、結果として当社の BPO サービス事業に対する事業資金について重点的に充当することで、早期業績回復を実現し、また財務体質の大幅な強化を行うことで、2026 年 3 月期以降における、収益基盤の確立についての可能性が高まるものと判断し、本新株予約権の発行価額を本新株予約権 1 個につき 180 円として決定いたしました。

なお、当社としては、今般の第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、今般の第三者割当より調達した資金により収益基盤の確保が可能となれば、結果として当社の企業価値向上に資

するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えております。

なお、本新株予約権の発行については、本新株式の発行と同様に、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、会社法第 283 条第 3 項の規定に基づき、2024 年 9 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会での特別決議により、株主の皆様を判断を仰ぐことといたしました。

なお、本新株予約権の権利行使価額決定の経緯としましては、「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ①本新株式」に記載のとおりです。

当社としましては、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引き受けていただくことによって、2026 年 3 月期以降の当社の収益基盤の構築を図ることが可能となること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社の将来的な事業基盤の構築が可能になると見込まれることから、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与し、また株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、本スキームを採用することといたしました。

また、当社監査役会は監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 ①本新株式」に記載の理由に加え、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額より低い 180 円を払込金額として決定しており、有利発行に該当する可能性があるが、当社の株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としていることから異論がない旨の意見が述べられております。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は 2,800,000 株（議決権 28,000 個）であり、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は 7,000,000 株（議決権 70,000 個）であり、その合算した数 9,800,000 株（議決権 98,000 個）は、本日現在の発行済株式 3,747,800 株の 261.49%（議決権総数 37,458 個に対しては 261.63%）となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、今回の資金調達の主たる目的である BPO サービス事業の早期業績回復に向けて、安定的な収益基盤の構築に欠かせない必要不可欠な支出であり、特に① 3 期連続して赤字決算であること、② 2024 年 3 月期の決算で財政状態が債務超過状態に転落し、早期の財務体質の改善が図れない場合には早々に資金繰りに窮すると見込まれること、③ 今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じていただける候補先が現れるとも限らないこと、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であり、具体的には合計 18 億円規模のエクイティ・ファイナンスが必要であると考えており、当該資金調達により収益の改善及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 9,800,000 株に対して、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日あたり平均出来高は、66,617 株であり、1 日あたり平均出来高は最大交付株式数の 0.68% であります。本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 9,800,000 株を行使期間である 3 年間（245 日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の 1

日あたりの株式数は 13,333 株となり、上記 1 日あたりの平均出来高の 20.01%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する通り、必要不可欠であり、当社の業績回復が進むことにより当社の企業価値が向上することで株式価値の向上につながり、ひいては既存株主の皆様利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

しかしながら、本第三者割当の希薄化率が 25%を超える大規模なものであることから、臨時株主総会に付議し、株主の皆様にご諮ることといたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先①

(1) 名 称	豊田 Holdings 株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋小網町 18 番 11 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 豊田 浩之		
(4) 事 業 内 容	株式等有価証券及びその他金融資産の保有、運用並びに管理		
(5) 資 本 金	10 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2018 年 10 月 9 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	500,000 株		
(8) 決 算 期	9 月 30 日		
(9) 従 業 員 数	1 人		
(10) 主 要 取 引 先	豊田 TRIKE 株式会社		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	豊田 浩之 100%		
(13) 当 事 者 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社を借主として、当社と割当予定先の間で、5 億円の借入枠の設定を行う契約を締結しております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)			
決算期	2021 年 9 月期	2022 年 9 月期	2023 年 9 月期
純 資 産	9	0	△24
総 資 産	10	11	3
1 株あたり純資産 (円)	9,427.29	36.60	△244.72
売 上 高	—	—	—
営 業 利 益	△0	△9	△24
経 常 利 益	△0	△9	△24
当 期 純 利 益	△0	△9	△24
1 株あたり当期純利益 (円)	△362.63	△9,390.69	△1,315.53
1 株あたり配当金 (円)	—	—	—

割当予定先②

(1) 名 称	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号	
(3) 設 立 根 拠 等	金融商品取引法に基づく投資事業有限責任組合となります。	
(4) 設 立 の 目 的	投資対象企業の事業拡大やバリューアップの支援を目的とする。	
(5) 設 定 日	2023年9月7日	
(6) 出 資 額	162百万円(2024年7月31日時点)(注2)	
(7) 出 資 者	(無限責任組合員) ・トラストアップ株式会社 0.6% (有限責任組合員) ・ジーエフホールディングス株式会社 98.8% ・株式会社プレンティー 0.6%	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	トラストアップ株式会社
	所在地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴江 正幸
	事業内容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理、経営コンサルティング、不動産事業
	資本金	2,000万円
(9) 上場会社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	ジーエフホールディングス株式会社の子会社であるジーエフ株式会社より、物流施設を賃借しております。
	当社と業務執行組合員の代表者との関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 各割当予定先の概要については、2024年8月19日現在におけるものであります。
2. G Future Fund 1号投資事業有限責任組合の出資の額は2024年7月31日時点の出資額を記載しております。最終的な出資額は30億円となる予定です。
3. 当社は割当予定先である豊田 Holding 株式会社及び同社代表取締役である豊田浩之氏について、反社会勢力等と何らかの関係性を有していないか確認するため、豊田浩之氏本人に対するヒアリングの実施とあわせて、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区、以下「トクチョー」といいます。)に調査を依頼いたしました。トクチョーからは、官報やメディア情報を含む公開情報や独自に集積した反社会勢力との情報と照合による調査を行った結果、豊田 Holding 株式会社及び同社代表取締役である豊田浩之氏に関する反社会勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領して確認しております。また、当社は豊田 Holding 株式会社の登記簿謄本を入手して実在性について確認しております。なお、後記「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」のとおり豊田浩之氏に対して融資を行った株式会社2BLACK(東京都世田谷区 代表取締役 高木泉)及び株式会社ツイズ(千葉県船橋市代表取締役 梶原隆司)に関し、当社は、日本信用情報サービス株式会社の Jcis データベースを用いた記事検索、並びにインターネット上の検索により、同社と反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報及びキーワードを検索いたしました。同社と反社会的勢力との係わりを疑わせるものは検出されませんでした。これらにより、当社は、同社が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。また、もう1つの割当予定先である G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合及び同社出資者であるジーエフホールディングス株式会社と代表取締役である児玉和宏氏、トラストアップ株式会社と代表取締役である鈴江正幸氏、株式会社プレンティーと代表取締役である尾持繁美

氏について、反社会勢力等と何らかの関係性を有していないか確認するため、同じくトクチャーに調査を依頼いたしました。トクチャーからは、官報やメディア情報を含む公開情報や独自に集積した反社会勢力との情報と照合による調査を行った結果、G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合及び同社の各出資者である法人及びその代表者に関する反社会勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領して確認しております。以上から総合的に勘案し、当社は各割当予定先、並びに割当予定先の代表者及び出資者とその代表者については、反社会的勢力等との関係がないものと判断し、反社会的勢力等と関りがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、ジーエフホールディング株式会社は、G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合において主要な出資者であり、その影響力により、同組合が当社株主としての権利行使を行う権限、またはその指図権限、投資権限に対して、実質的な影響を与える可能性があります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益性の向上を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、当社の事業並びに経営方針に理解をいただける割当予定先と協議を繰り返し行ってまいりました。

当社が各割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

割当予定先① 豊田 Holdings 株式会社

豊田 Holdings 株式会社は、株式保有等を通じて企業を管理することを目的として設立されました。豊田 Holdings 株式会社の代表取締役である豊田浩之氏は複数の企業にも出資を行っており、出資先企業の中には輸送用機器の製造販売などを行う豊田 TRIKE 株式会社を名を連ね、豊田 TRIKE が保有する機械装置などの技術開発力や生産技術を「自動倉庫システム」の製品開発や生産活動に活用することにより、当社が取り組む「自動倉庫システムの導入」過程で、導入する自動倉庫システムの規模や取扱う商材に応じた規格の決定や仕様変更などの段階において、その知見を活かすことができると期待しております。

また、豊田浩之氏自身のルーツから、ご縁のあったトヨタ自動車株式会社出身の技術者の方々と、ラストワンマイル（注：顧客の注文商品が最後の物流拠点から顧客に届くまでに行われる配送サービスです。）の配送や免許返納後の移手段等、社会課題の解決に向けた輸送用機器の開発に取り組んできた経緯があり、その中で培った人脈を活かして、自動化推進を含む当社事業の再建、新規顧客獲得、優秀な人材の採用に繋がることを期待できます。

当社取締役であり当社創業者の角井亮一を通じて、2024年3月頃、角井が主催する物流関連セミナーに参加したことがきっかけで豊田 Holdings 株式会社の代表取締役である豊田浩之氏と知り合うこととなり、当社が増資を検討していることや当社が取り組んでいる自動倉庫システムの導入を検討していることを相談していく中で、埼玉草加FCに1号機を導入した自動倉庫システム「RENATUS」の持つ技術及び将来性に大きな関心を寄せていただきました。

そのため、2024年6月25日付「資金の借入枠設定に関するお知らせ」で開示したとおり、当社の財務状態に鑑み、当社運転資金調達のため、豊田 Holdings 株式会社とは当社を借主として既に5億円の借入枠を設定していただいております。

当社が本第三者割当を検討する過程で、当社のビジョンに共感いただき、特に当社の自動化に向けた取り組みの中で、機械装置の技術開発や生産技術に対する知見が高く、またそれらの機能を有する企業を営んでいる、もしくはネットワークに持ち得る相手先を増資の引受先として希望しておりました。

豊田 Holdings 株式会社に対して今後の事業展開を説明の上、当社の資本増強にご協力いただけるよう依頼いたしましたところ、出資への賛同を得られたことから、引受先として豊田 Holdings 株式会社を選定いたしました。

割当予定先② G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合

当社の事業及び経営方針にご賛同いただき、中長期的なご支援が期待できる相手先として豊田 Holdings

株式会社を選定しておりますが、豊田 Holdings 株式会社が当社の主力事業である EC 物流分野における物流 BPO サービス事業に対する直接的な改善等の支援が難しいことから、物流を本業とするジーエフホールディングス株式会社（東京都港区高輪三丁目 12 番 8 号 代表取締役会長兼社長 児玉 和宏、以下、「GF 社」といいます。）が主な出資者となる G FUTURE FUND 1 号投資事業有限責任組合を選定いたしました。当社が物流 BPO サービス事業を展開する中で、当社 FC の空き坪部分の賃料負担を少しでも削減すべく、GF 社の子会社であるジーエフ株式会社に賃借いただくなどの提案を差し上げており、その提案の過程で FC の賃料負担が重いことや既存顧客の限界利益率が年々低下していることなどの経営課題に対する相談をしてまいりました。当社の経営改善が進まず、ついに資金に窮することとなり、当社が FC 3 拠点の閉鎖を決断し、一部既存顧客との解約を進める覚悟を決めた段階で、当社代表取締役社長 CEO の谷辻昌也を通じて GF 社に支援のお願いを申し出たところ、出資を引き受けていただけることとなりました。

G FUTURE FUND 1 号投資事業有限責任組合は、投資対象企業の事業拡大やバリューアップの支援を目的に設立されていること、出資母体が GF 社であり、当社の本業である物流や BPO サービスに関する知見や経験を有しており、また支援を要請する過程で当社の経営課題を深く理解いただいていることから、資金の拠出と共に当社の BPO サービスの早期業績回復に向けた課題解決に協力いただけるものと考えております。GF 社が投資事業有限責任組合を通じて出資を行うのは、投資管理上の事務業務等を外部の専門家等に依頼することで同社の投資業務の透明性を高めることが目的であり、今後の事業展開を説明の上、当社資本増強に協力いただけるよう依頼いたしましたところ、出資への賛同を得て、本第三者割当に関して意思表示をいただいた次第です。

（3）割当予定先の保有方針

当社は、各割当予定先の当社株式の保有方針について、本第三者割当に係る株式を中長期的に保有する意向である旨を口頭で確認しております。

また、当社は、各割当予定先より、割当日より 2 年間において、本第三者割当に係る株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を取得する予定です。

また、本新株予約権及び本新株予約権の行使によって取得した当社株式については、各割当予定先は継続して保有する意思を有しておらず、純投資目的であることを口頭で確認しております。なお、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権につき第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできない旨、引受契約にて合意する予定です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先① 豊田 Holdings 株式会社

当社は、割当予定先である豊田 Holdings 株式会社の財政状態について、豊田 Holdings 株式会社の 2024 年 8 月 9 日付預金通帳の写しを取得し、払込期日において本新株式の払込金額、及び、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金を保有していると判断いたしました。なお、当該払込に要する資金の原資は、株式会社 2BLACK（東京都世田谷区 代表取締役 高木泉）及び株式会社 ツインズ（千葉県船橋市 代表取締役 梶原隆司）からの借入によるものです。株式会社 2BLACK からの借入金額は 120 百万円、借入条件については、借入期間 2024 年 7 月 25 日から 2027 年 7 月 31 日、金利 3%、担保・保証なしで、株式会社 ツインズからの借入金額は 180 百万円、借入条件については、借入期間 2024 年 8 月 9 日から 2027 年 8 月 30 日、金利 3%、担保なしで、豊田浩之氏の親族が連帯保証人になっていることを金銭消費貸借契約書の写しを取得して確認しております。

また、豊田浩之氏は、株式会社 2BLACK の高木氏、そして株式会社 ツインズの梶原氏の間長年の交友関係がありました。株式会社 2BLACK はキャラクターグッズ関連商品の EC による販売を企図しており、その生産を株式会社 ツインズに委託します。キャラクターグッズ関連商品に関する EC 物流は当社が得意とする分野であり、当該キャラクターグッズ関連商品の生産、販売、物流の各方面における協業を進めべく、この度の融資に至りました。

株式会社2BLACK 及び株式会社ツインズからは、貸付資金の原資について自己資金である旨を口頭にて確認しております。

当該事情から、原資について不審な点は無く、信頼性は十分であると判断いたしました。

割当予定先② G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合

当社は、割当予定先であるG FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合の財政状態について、G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合の2024年8月2日付預金通帳の写し、及び、出資者であるジーエフホールディングス株式会社の2024年8月8日付預金通帳の写しを取得し、払込期日において本新株式の払込金額、及び、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金を保有していると判断いたしました。

主要出資者であるジーエフホールディングス株式会社の預金残高は、払込日の前日までにG FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合の預金に資金移動する予定であることを口頭にて確認しております。

また、本新株予約権の行使にあたっては、各割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されていることを口頭で確認しております。そのため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、各割当予定先は本新株予約権の行使にあたっても必要な資金を保有していると判断いたしました。そのため、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金に問題は無く、本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。なお、当社の株価が行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使が進まずに資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、本新株予約権の行使が進まずに本新株予約権の行使期間が満了した場合には本新株予約権は失権いたします。

(5) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

①本新株式発行後

募集前 (2024年3月31日現在)		募集後 (本新株式発行後)	
プログレス株式会社	19.69%	豊田 Holdings 株式会社	25.66%
角井 亮一	11.43%	G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合	17.11%
光輝物流株式会社	9.71%	プログレス株式会社	11.27%
和佐見 勝	6.67%	角井 亮一	6.54%
行川 久代	5.44%	光輝物流株式会社	5.56%
楽天証券株式会社	4.55%	和佐見 勝	3.82%
株式会社SBI証券	3.32%	行川 久代	3.12%
株式会社フルキャストホールディングス	2.40%	楽天証券株式会社	2.61%
イー・ロジット従業員持株会	1.96%	株式会社SBI証券	1.90%
白木 政宏	1.86%	株式会社フルキャストホールディングス	1.37%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。なお、持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2024年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 募集後の大株主の持株比率は、2024年3月31日時点の発行済株式総数に、本新株式の発行による普通株式を加えて算出した数値です。

4. 割当予定先である豊田 Holdings 株式会社及びG FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合の本新株予約権の保有方針が純投資であり、長期保有が見込まれないため、募集後の「持株比率」には

本新株予約権に係る潜在株式数は含めておりません。

5. 予定どおりに本第三者割当が実施され新株式が割当予定先である豊田 Holdings 株式会社へ割り当てられた場合、当該会社の持ち株比率は 20%を超えることから、その他の関係会社に該当する見込です。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、当期連結業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による希薄化率は 261.49%（議決権数に係る希薄化率は 261.63%）であります。既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

具体的には、2024 年 9 月 18 日（水）開催予定の本臨時株主総会において、本第三者割当の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様による特別決議でのご承認をいただくことを発行の条件としております。

なお、本第三者割当の資金調達の方法が新株式の発行に新株予約権の発行を組み合わせることで、資金調達の確実性と既存株主が保有する株価への影響の軽減とのバランスを図っており、本第三者割当は、株式の希薄化が段階的に進む点で既存株主に対する配慮を行ったものであります。

したがって、本第三者割当は、売上及び利益を向上させるとともに当社の安定した業績の拡大に寄与し、企業価値の向上を実現するためのものであり、株価への影響を抑制する資金調達方法であることから、本第三者割当による株式の希薄化は既存株主の皆様にとってもご理解いただけるものと判断しております。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期（注）
売上高	12,208 百万円	12,825 百万円	13,121 百万円
営業利益又は営業損失（△）	△195 百万円	△288 百万円	△1,193 百万円
経常利益又は経常損失（△）	△190 百万円	△281 百万円	△1,179 百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	△342 百万円	△565 百万円	△2,466 百万円
1 株あたり当期純利益又は当期純損失（△）	△98.80 円	△161.81 円	△687.33 円
1 株あたり配当金	—	—	—
1 株あたり純資産	507.45 円	345.98 円	△289.72 円

（注）2024 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については、単体の数値を記載しております。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024 年 8 月 19 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,747,800 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	896,400 株	23.92%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	896,400 株	23.92%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

（3）最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	1,680 円	795 円	728 円
高 値	2,145 円	870 円	942 円
安 値	586 円	499 円	418 円
終 値	801 円	628 円	691 円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	482 円	682 円	588 円	484 円	490 円	396 円
高 値	769 円	699 円	652 円	515 円	504 円	400 円
安 値	453 円	581 円	444 円	422 円	381 円	246 円
終 値	691 円	598 円	479 円	498 円	396 円	331 円

(注) 2024年8月の株価については2024年8月16日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2024年8月16日
始 値	324 円
高 値	342 円
安 値	313 円
終 値	331 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	2023年10月30日
発行新株予約権数	8,700 個
発行価額の総額	総額 3,915,000 円 (新株予約権 1 個につき 450 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	622,485,000 円 (差引手取概算額: 614,985,000 円)
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における発行済株式数	3,509,400 株
当該募集による潜在株式数	870,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数: 200,000 株 (残新株予約権数 670,000 個)
現時点における調達した資金の額	142,200,000 円
発行時における当初の資金使途	①自動倉庫システムの導入 ②財務基盤強化に向けた借入金の返済資金 ③運転資金
発行時における支出予定時期	①2024年4月～2024年9月 ②2024年2月 ③2023年11月～2025年10月
現時点における充当状況	調達した資金の額は2023年11月までの新株予約権の行使によるものであり、2024年6月28日公表の「上場維持基準への適合(流通株式時価総額)及び上場維持基準への適合に向けた計画(純資産の額)(改善期間入り)」における「④財務基盤の安定化」のため、②財務基盤強化に向けた借入金の返済資金に100百万円及び③運転資金に42百万円を充当しております。

II. 主要株主、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当による本新株式の発行により、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれます。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

(1)	氏名	角井 亮一
(2)	住所	東京都中央区
(3)	当社との関係	代表取締役会長

(2) 新たに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなる株主の概要

異動する株主となる豊田 Holdings 株式会社の概要については、「I. 第三者割当による新株式及び第7回新株予約権 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要 割当予定先①」をご参照ください。

(3) 新たに主要株主に該当することとなる株主の概要

異動する株主となる G FUTURE FUND 1 号投資事業有限責任組合の概要については、「I. 第三者割当による新株式及び第7回新株予約権 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要 割当予定先②」をご参照ください。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 角井 良一

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2024年3月31日現在)	4,284 個 (428,400 株)	11.43%	第2位
異動後	4,284 個 (428,400 株)	6.55%	第4位

(2) 豊田 Holdings 株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2024年3月31日現在)	—	—	—
異動後	16,800 個 (1,680,000 株)	25.67%	第1位

(3) G FUTURE FUND 1 号投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前 (2024年3月31日現在)	—	—	—
異動後	11,200 個 (1,120,000 株)	17.11%	第2位

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2024年3月31日現在の総株主の議決権の数37,454個に本第三者割当による新株式の発行により増加する議決権の数28,000個を加算した総株主の議決権の数65,454個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

2024年9月19日

5. 今後の見通し

本件異動による当社の業績及び経営体制への影響はありません。

以上

株式会社イー・ロジット
募集株式の発行要項

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 2,800,000 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 180 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 504,000,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 252,000,000 円
資本準備金 金 252,000,000 円 |
| 5. 申込日 | 2024 年 9 月 19 日 |
| 6. 払込期日 | 2024 年 9 月 19 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当 |
| 8. 割当先及び割当株式数 | 豊田 Holdings 株式会社 1,680,000 株
G FUTURE FUND 1 号投資事業有限責任組合 1,120,000 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 深江橋支店 |
| 10. その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生、及び、2024 年 9 月 18 日（水）開催予定の当社臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とする
②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

株式会社イー・ロジット第7回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社イー・ロジット 第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 12,600,000 円
3. 申込期日 2024 年 9 月 19 日
4. 割当日及び払込期日 2024 年 9 月 19 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
豊田Holdings株式会社 42,000個
G FUTURE FUND 1号投資事業有限責任組合 28,000個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,000,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 70,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金 180 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 180 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有す

る当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2024年9月19日（本新株予約権の払込完了以降）から2027年9月17日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、

取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえで、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 17 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 18 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

株式会社イー・ロジック 経営管理部

18. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 深江橋支店

19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとす

る。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第15項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項及び第13項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

20. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出書の効力発生、及び、2024年9月18日（水）開催予定の当社臨時株主総会における本第三者割当に関する議案が特別決議による承認を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上